

宿泊約款

第1条 【適用範囲】

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ)または一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 【宿泊契約の申込み】

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出させていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 【宿泊契約の成立等】

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかつた場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2 【施設における感染防止対策への協力の求め】

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

第5条 【宿泊契約締結の拒否】

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要挙行が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。) 第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

(8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。

(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(10) 当ホテルを管轄する都道府県の旅館業法施行条例に規定する場合に該当するとき。

第5条の2 【宿泊契約締結の拒否の説明】

宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第6条 【宿泊客の契約解除権】

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻より2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 【当ホテルの契約解除権】

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担

を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。

〈暴力的 requirement 行為に該当する行為〉以下の記載は例示でありこれらに限られるものではありません。

- i 身体的な攻撃(暴行、傷害)
- ii 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)
- iii 土下座の要求
- iv 繙続的な(繰り返される)、執拗な(しつこい)言動
- v 拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)
- vi 差別的な言動
- vii 性的な言動
- viii 従業員個人への攻撃を伴う行為

(6) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

〈旅館業法施行規則第5条の6に該当する行為〉以下の記載は例示でありこれらに限られるもので

はありません。

- i 宿泊料の不当な割引や不当な慰謝料、不当な部屋のアップグレード、不当なレイitchekアウト、不当なアーリーチェックイン、契約にない送迎等、他の宿泊者に対するサービスと比較して過剰なサービスを行うよう繰り返し求める行為
- ii 自身の泊まる部屋の上下左右の部屋に宿泊客を入れないことを繰り返し求める行為
- iii 特定の者にのみ自身の応対をさせること又は特定の者を出勤させないことを繰り返し求める行為
- iv 土下座等の社会的相当性を欠く方法による謝罪を繰り返し求める行為
- v 当ホテルの提供するサービスに瑕疵・過失が認められない場合やサービスの内容とは関係がない場合にもかかわらず、商品交換、金銭補償または謝罪を繰り返し求める行為
- vi 要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当なものを繰り返し求める行為

(7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(8) 当ホテルを管轄する都道府県の旅館業法施行条例に規定する場合に該当するとき。

(9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則（利用案内、諸注意、ご案内等を含む）に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第7条の2 【宿泊契約解除の説明】

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めるることができます。

第8条 【宿泊の登録】

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 【客室の使用時間】

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることができます。この場合には既定の追加料金を申し受けます。

第10条 【利用規則の遵守】

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定める利用規則（利用案内、諸注意、ご案内等を含む）に従っていただきます。

第 11 条 【営業時間】

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適當な方法をもってお知らせします。

第 12 条 【料金の支払い】

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条 【当ホテルの責任】

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 【寄託物等の取扱い】

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。なお、明告の内容によっては、お預かりをお断りする場合もあります。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテ

ルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第16条 【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したとき有限て責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後貴重品については最寄りの警察署に届けます。その他の物品については3ヶ月間保管の後に処分させていただきます。ただし、生ものは1日、食料品は2~3日で処分するものとします。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 【駐車の責任】

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 【宿泊客の責任】

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料 (室料又は室料+食事代)
	追加料金	飲食料(又は追加飲食) 及びその他の利用料金
	税金	(1)消費税 (2)入湯税 (3)宿泊税

※税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金

(1) 東急ハーヴェストクラブ会員様及び宿泊ご利用券をお持ちの方

東急ハーヴェストクラブ ハーヴェストシリーズ

キャンセル日	3日前まで	2日前、前日	当日	不連絡
キャンセル料	無料	3,000円/1室	6,000円/1室	10,000円/1室

東急ハーヴェストクラブ VIALA シリーズ

キャンセル日	3日前まで	2日前、前日	当日	不連絡
キャンセル料	無料	20%	80%	100%

注

%は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

(2) 東急ハーヴェストクラブ非会員（ビジター）の方

ホテルハーヴェスト

(那須・鬼怒川・鬼怒川渓翠・斑尾・勝山・京都鷹峯・有馬六彩・南紀田辺・浜名湖・軽井沢
旧軽井沢・蓼科アネックス・箱根甲子園・箱根翡翠・勝浦・伊東・熱海伊豆山・天城高原)

キャンセル日	3日前まで	2日前、前日	当日	不連絡
キャンセル料	無料	20%	80%	100%

注

- 1.%は、予約時の宿泊料金（消費税を含む）に対する違約金の比率です。
- 2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分（初日）の違約金を收受します。
- 3.宿泊パッケージ等、別途違約金を設定している場合は、その公示額を違約金として收受します。
- 4.各旅行会社からのお申し込みのキャンセルにつきましては、お申し込みいただきました旅行会社の規定に準じることといたします。